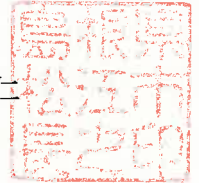


松江市告示第 93 号

松江市多胎妊婦健康診査費用助成事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

松江市長 上 定 昭 仁



松江市多胎妊婦健康診査費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、単胎妊婦に比べ身体的な負担が大きく、頻回の妊婦健康診査が推奨される多胎妊婦の妊婦健康診査（以下「多胎妊婦健康診査」）を受診した者に対し、多胎妊婦健康診査に要する費用の全額または一部を助成することにより経済的な負担軽減を図るため、多胎妊婦健康診査費用助成事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 助成対象者は、受診日時時点で松江市内に住所を有し、多胎児を妊娠する者とする。

(助成の対象費用及び助成額等)

第 3 条 助成の対象費用は、市の実施する妊婦一般健康診査の回数を超えて行われた、健康保険適用外である多胎妊婦健康診査に要する費用（以下「多胎妊婦健康診査費用」）とする。

(1) 問診及び診察

(2) 血圧・体重測定

(3) 尿化学検査（試験紙などによる半定量検査）

(4) 保健指導

(5) その他市長が必要と認める多胎妊婦特有の検査

2 前項に規定する多胎妊婦健康診査費用のうち、1 回につき 5,000 円を上限に助成するものとする。

3 多胎妊婦健康診査費用の助成の回数は、対象者 1 人につき 5 回までとする。

(償還払いによる費用助成)

第 4 条 前条の助成を受けようとする者は、受診後 12 月以内に、多胎妊婦健康診査費用助成申請書（様式第 1 号）に多胎妊婦健康診査を行った者の発行した領収書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときには、請求内容を確認の上、それぞれの請求者に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第 5 条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この要綱による助成を受けた者があると認める

ときは、その者から既に助成した多胎妊婦健康診査費用の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日) }

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

多胎妊婦健康診査費用助成申請書

（あて先）松江市長

住 所 松江市

申請者氏名

電 話 番 号 () -

下記のとおり申請します。

記

健診種別	妊婦健診（15回目・16回目・17回目・18回目・19回目）									
受診者氏名					生年月日	年 月 日				
振 込 先	金融機関名	銀行・労働金庫・信用金庫・農協								
		本店・支店・出張所								
	預金種別	普通・当座・ その他()	口座 番号							
	口座名義	カタカナで記入ください								
備 考										
助成金額										

住民基本台帳

申請書

母子健康手帳

口座振替用紙

領収書

